# <u>貸借対照表</u> (2022年3月31日現在)

住石貿易株式会社

単位:百万円

科目	金額	科目	<u>単位:日万円</u> 金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,065	流動負債	9,097
現金及び預金	31	買 掛 金	1,472
売 掛 金	1,932	短 期 借 入 金	1,700
商品	6,471	一年以内に返済予定の長期借入金	100
前 渡 金	69	関係会社短期借入金	5,534
前 払 費 用	6	未 払 金	224
未 収 入 金	19	未払法人税等	18
未収消費税	534	未 払 費 用	38
		預 り 金	0
固定資産	2,557	賞 与 引 当 金	8
有形固定資産	894		1.005
建物物	1	固定負債	1,627
構築がは、これがは、これに	198 84	関係会社長期借入金 資 産 除 去 債 務	1,521 24
機 械 及 び 装 置 車 両 運 搬 具	84		82 82
	609		02
上	003	 負 債 合 計	10,725
無形固定資産	1,598		
0 $h$ $h$	1,598	(純 資 産 の 部)	
		株主資本	894
投資その他の資産	64	資 本 金	100
投 資 有 価 証 券	15		
関係会社株式	20	利 益 剰 余 金	794
繰 延 税 金 資 産	28	利 益 準 備 金	25
長期前払費用	0	その他利益剰余金	769
		繰越利益剰余金	769
		   評価•換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
			Ŭ
		純 資 産 合 計	897
資 産 合 計	11,622	負債純資産合計	11,622

# 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券

• 関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より算定)

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

総平均法による原価法 ・商品

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に

より算出しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法及び定率法

> ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法に

よっております。

② 無形固定資産 定額法

③ リース資産

取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して回収

不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上して

おります。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上してお

ります。なお、退職給付債務の金額は、期末自己都合要支給額としております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の 時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社の石炭事業においては、主に石炭の販売を行っており、商品の引き渡し時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、 履行義務が充足されると判断していることから、商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先 への支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務については繰延ヘッジ処理によっており

ます。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行って

おります。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対して為替予約取引

をヘッジ手段として用いております。

③ ヘッジ方針 会社が業務遂行上さらされる市場リスクを適切に管理することにより、リスクの

減殺を図ることを目的にリスクヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段を直接結びつけてヘッジ有効性を評価しております。

# (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」 (2020年法律第8号) において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### 2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、石炭事業の一部の取引について従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書の売上高及び売上原価は、各2,747百万円減少しておりますが、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

# 3. 当期純損益金額

当期純利益 21 百万円